

産業構造審議会保安・消費生活製品安全分科会液化石油ガス小委員会（第13回）

議事録

日時：令和2年12月11日（金曜日）15時00分～17時00分

場所：経済産業省別館3階312各省庁共用会議室

議題：

- （1）「液化石油ガス安全高度化計画2030」の策定について【審議】
- （2）液石法に基づく事務・権限の道府県から指定都市への移譲について【審議】
- （3）福島県郡山市爆発事故について【報告】
- （4）新型コロナ感染症を契機とした対策【報告】
- （5）自然災害対策について（容器流出対策など）【報告】

議事内容：

○ 月舘ガス安全室長

定刻となりましたので、ただ今から、第13回 産業構造審議会 保安 消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会を開催いたします。

開催にあたりまして、事務局の経済産業省から挨拶をさせていただきたいと思っておりますけれども、前回委員会開催以降、経済産業省で人事異動がありました。まずご報告申し上げます。大臣官房 技術総括 保安審議官に、太田が着任しております。

○ 太田技術総括 保安審議官

太田でございます。よろしくお願いいたします。

○ 月舘ガス安全室長

大臣官房 産業保安担当審議官に、後藤が着任しております。

○ 後藤産業保安担当審議官

後藤でございます。よろしくお願いいたします。

○ 月舘ガス安全室長

産業保安グループ 保安課長に、正田が着任しておりますけれども、今日は所要のため欠席させていただいております。それでは開催にあたりまして、太田 審議官から挨拶を御

願います。

○ 太田技保審

本日は、お忙しい中、本会合に御参加いただき、誠にありがとうございます。日頃よりガス保安行政に関して、御理解 御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。今年は本当に新型コロナウイルスに振り回された一年だったと思いますけれども、そういう中で新型コロナウイルス感染症対策に色々ご協力を、さまざまご対応をいただきまして、ありがとうございます。色々ソーシャルディスタンスを保ちながら試験の対応を行ったりだとか、検査をやったりだとか、研修をやったりだとか、大変なご苦労だったと思いますけれども、そういう中でもやり遂げていただいたというところについて大変感謝しております。改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。あと今年もう一つ忘れてはいけないのは、福島県郡山の事故だったと思いますけれども、あのような事故を繰り返さないようにしっかりと対応していきたいと思っております。本日の小委員会では、「液化石油ガス安全高度化計画2030」と「地方分権に向けた要望に対する対応」について、御議論いただきます。今後の10年を見据え、液化石油ガス業界のアクションプランを策定するとともに、液化石油ガス法の効果的 効率的な執行の在り方について是非忌憚のないご意見を賜れたらと思います。皆様のご意見を踏まえまして、安全のレベルを少しでも上げられるよう我々もしっかりと対応していきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○ 月舘ガス安全室長

それでは、ここからの審議の進行につきましては、大谷委員長にお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○ 大谷委員長

前回は書面審議でしたが、橘川委員長の後ということで、本小委員会の委員長を仰せつかりました横浜国立大学の太谷です。今回より本小委員会の委員長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。本日は、資料も多くございますので、効率的に議事を進めていきたいと思えます。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。それではまず、今回から新たに参加される委員の方々がいっぱいますので、事務局より委員のご紹介を御願いとするとともに配付資料の確認をお願いします。

○ 月舘ガス安全室長

事務局より説明させていただきます、新しく就任された委員の方々を紹介させていただきますので、恐縮ですが一言ご挨拶をいただければと思います。日本エルピーガス供給機器工業会の榎本 正徳委員。

○ 榎本委員

榎本です。よろしくお願いします。

○ 月舘ガス安全室長

全国LPガス協会の山田 耕司委員

○山田委員

全国LPガス協会の山田でございます。よろしくお願いいたします。

○ 月舘ガス安全室長

茨城県防災 危機管理担当部長の堀江様ですが、今日は所用があり欠席ということですが、リモートで同県から代理の石井様が参加いただいております。よろしくお願いいたします。なお、本日の小委員会には、浅野委員、小林委員、堀口委員の3名が欠席されております。また、日本LPガス協会の荒木委員におかれては、代理として吉田専務が参加されておりますのでよろしくお願いいたします。オンラインでご出席の委員も含め、過半数以上の定足数に達しておりますことをご報告いたします。続きまして、資料についてですが、経済産業省では、審議会等のペーパーレス化を進めております。タブレットによりファイルをご覧いただければと思います。お手元のタブレットは、既に資料がご覧いただける状態となっているかと思います。資料をご覧になれる場合は、資料番号のファイルをタップしていただきご覧いただければと思います。まず本日の資料、ファイルに一覧表がありますけれども、その中の資料0から資料5までがございます。もしタブレットの不具合が生じたり、操作について不明な点がございましたら、いつでも挙手の上、係の者に教えていただければと思います。まず、資料0－1の議事次第を見ていただければと思います。本日は、議事次第の3．にありますとおり、(1)の「液化石油ガス安全高度化

計画２０３０」の策定について、と、（２）の液石法に基づく事務 権限の道府県から政令指定都市への移譲について、の２つが審議事項でございます。（３）からは報告事項が３つございますので、これを説明させていただきたいと思います。資料の説明は以上でございます。

○ 大谷委員長

はい、ありがとうございます。先ほどマイクのスイッチが入っていなかったみたいで、聞こえなかった人もいたかもしれません。申し訳ありません。

それでは最初の議題になりますけれども、「液化石油ガス安全高度化計画２０３０」ということにつきまして事務局から説明を御願いたします。

○ 月舘ガス安全室長

「液化石油ガス安全高度化計画２０３０」に関する資料は、資料１－１と１－２でございます。今回は、資料１－１を中心にご説明させていただければと思います。

それでは、資料１－１をご覧ください。

まず１ページ目、タイトルをご紹介させていただきたいのですけれども呼称については、以前からの経緯で、括弧書きで次期保安対策指針と書いてあります。今後はこの括弧を取って「液化石油ガス安全高度化計画２０３０」にしたいと思います。よろしくお願いします。

次に２ページ目でございます。これまで高度化計画の基本項目について、整理をしております。本日の審議事項と前回までの審議事項をまとめますということで、整理させていただいております。基本的事項につきましては、まず国やＬＰガスに関わる事業者等の各主体の役割を明確にすること、次に都市ガスの高度化計画である１０か年計画と同様に１０か年計画とすること、最後に中間年である２０２６年に中間評価を行う、この３点でございます。これを基本事項として確認させていただいております。それから今回の審議ですけれども右側に書いてあります。前回の審議事項の概要取りまとめと、「液化石油ガス安全高度化計画２０３０」の案について議論いただきたいと思います。なお資料１－２に事務局で作成いたしました高度化計画のたたき台を配布させていただいております。今回初めてお示しするものでございますので、本日の議論を取り入れ、更に修正を加えて、次回の審議会までに適宜ご意見をいただきながら、まとめていきたいと考えております。

次に3ページ目をご覧ください。これまでの検討を踏まえて高度化計画の全体像を示したものでございます。まず①の「理念」のところでございますが、2030年時点の死亡事故について0を目標にするということでございます。これは毎年作ってきた保安対策指針を踏襲したものでございます。②の「方針」は、検討の基軸として4つ挙げてございます。①の各主体の役割の理解と実行、②に中立公正に徹した国の関与、③予防保全と事後検証の調和、④に法令遵守と情報公開の徹底ということでございます。これを踏まえて基本的方向について4つにまとめております。①として事故分類ごとにおける対策の推進でございます。米印については、後ほどご説明します。事故分類については、消費者起因と販売事業者に起因する事故の2つということで下のアクションプランに入れております。また、この基本的方向を検討にあたって、右側にある今後10年間に想定される環境の変化を反映させていくということでございます。具体的には過疎化、高齢化、人手不足、外国人の増加、新たにデジタル技術を導入するとか自然災害の多発化に対応するということですが、今回感染症対策を新たに盛り込んでおります。次に③の「対策」ですが、これはアクションプランでございます。3つの構成にしていまして、ひとつは事故対策、先ほどご説明したとおり、消費者起因に対する事故対策、販売事業者に起因する事故対策であり、自然災害に対する対策、共通するものとして保安基盤の3つをまとめていくということでございます。これをどの程度達成したのかを評価するために指標を置いてございます。現在の事故の発生状況を踏まえて検討し、前回の審議において指標を定めていただいたものですが、後ほどご説明させていただきます。

次に4ページ目でございます。これは事故の現状分析でございます。1979年には800件程度の事故が発生していましたが、その後は減少に転じて、最近では200件程度で推移している状況です。2019年時点では過去の5年平均で負傷者が48名発生しており、これは現行の保安対策指針の目標の25名未満が残念ながら達成出来ていない状況になります。2006年以降、事故件数が増えている状況ですが、下に説明させていただいておりますように、法令遵守の徹底や、この時期の給湯器事故を踏まえた事故届の徹底が反映されたなど、コンプライアンス意識の高まりに伴って事故届出が増えたと推定しています。

次に5ページ目でございます。これは前回までに議論して頂いた高度化計画の目標と指標でございます。先ほどご説明したとおり2030年死亡事故0が目標になります。指標については、表の右側に書かせていただいたとおりで、全体での死亡事故の件数は0から

1 件未満、傷害事故は2 5 件未満になります。それぞれ左側に書かせていただいた数字は2 0 1 0 年時点と2 0 1 9 年時点の過去5 年平均を示したもので、これを参考に指標を作成しました。ちなみに、前回の委員会では2 0 1 9 年ではなく、2 0 1 8 年としており、概ね改善されてきていますが、増えた箇所だけご説明します。起因者別のLP関係時傷者の死傷者の事故5. 8 件ですが、2 0 1 8 年は4. 4 件、その他にあります他工事業業者等は死亡事故が0. 6 件ですが、2 0 1 8 年時点で0. 2 件ということで増えています。傷害事故も増えていて2 0 1 8 年では5. 8 件でしたが7 件になっています。場所別のその他の傷害事故も4. 2 件から7 件に増えております。

次に6 ページ目でございます。これはアクションプランの構成と考え方を改めて整理させていただいたものになります。ページの下にアクションプラン3 つの構成を記載しています。ガス高度化計画のアクションプランを参考にして、必要なものを取り入れ、また、毎年LP ガス分野で策定してきました保安対策指針の要請事項もベースに、今後の1 0 年の社会情勢の変化も考慮に入れて検討するということでございます。

次に、7 ページ目からアクションプランの項目を整理してご紹介しております。7 ページ目は事故対策でございます。上の段が消費者起因の事故、下の段が販売事業者起因の事故でございます。後ほど個別事項についてご紹介します。

8 ページ目は、上が自然災害対策、下が保安基盤になり、それぞれの項目を設定しアクションプランを盛り込んでいくというものでございます。

9 ページ目からこのアクションプランの個別事項の具体例を示したものです。左がアクションプランの項目を示しています。消費者起因の事故でCO 事故を防止するということで、3 つ挙げていますが、この場では2 つご紹介させていただきます。業務用施設の安全意識向上のための周知、啓発活動、それと警報器の設置の促進になります。真ん中に書いてあるフラグは事業者が行う法定の周知以外で取り組んできた周知活動を指したもので4 分の3 の事業者が地道な活動を続けてきたということで業務用換気警報器の設置率が高まっていて、令和元年度時点で半分を越える設置率となっています。右側の周知の取り組みは食品衛生管理者の講習でCO 中毒事故防止の普及啓発を図ってきたことを示していて、アクションプランにも盛り込んでいくということになります。

次に1 0 ページ目もCO 中毒事故防止に関するものですが、こちらは安全機器の普及に関するものです。このグラフは不完全燃焼防止装置のない危険なものの残存率を示したもので、こういったものを少なくし、安全機能のついたものに置き替えていただくという

ものです。

次に資料 1 1 ページ目です。これは消費者起因事故に関するもので、ガスの漏えいによる爆発 火災事故の防止でございます。2 つほど紹介しています。安全な機器の普及と安全の周知 徹底による安全意識の向上でございます。アクションプランの内容でご説明させていただいた安全装置の付いた機器の普及を図るということでございます。安全の周知徹底については、外国人の増加や高齢化世帯が増えるなどの多様な状況に合わせて周知を行うというものになります。下の絵は注意喚起のパンフレットで複数の言語で注意喚起を実施しています。これは L P ガス安全委員会で作成したものです。1 2 ページ目は、爆発火災事故の対策で、4 つ挙げております。誤開放の防止、ガス警報器の機能の高度化と設置の促進、消費調査の高度化、リコール製品の対応ということでございます。それぞれアクションプランの内容に応じご紹介させていただきます。誤開放については、ガス栓カバーやゴムキャップをつけると防止効果があるというものです。ガス警報器の普及については、詳細は後ほどご説明しますが、今年の 7 月に発生しました飲食店の爆発事故でもガスメーターの警報器が付いていたようですが、鳴動しなかったということで、警報器とメーターの連動の仕組みを検討すべきではないかということです。事故のご紹介の際にご説明します。次もこの事故に関連するのですが、消費事故の調査を徹底するというもので、飲食店の事故においても配管が錆びていたため、消費調査をしっかりと実施出来ていたら未然に防げていた可能性もありますので、盛り込みたいと考えています。リコール製品の回収、撤去もしっかりやっ払いこうというものです。1 3 ページ目からは販売事業者起因の事故の対策でございます。このページでは設備の対策を紹介させていただきます。供給管の事故防止対策、高圧ホースの適切な維持管理、軒先容器の適切な管理ということでございます。配管については、使用する環境に応じて材料を選択するとか、工事した後に安全を確認することを徹底するというでございます。調整器と高圧ホースの取り扱いは、経年劣化するので、使用期限が来たら交換することを徹底するというです。1 4 ページ目は、その他の事故防止対策をこの資料に盛り込んでいます。ひとつは、他工事による事故で、アクションプランでも紹介させて頂いていますが、埋設された管を他の工事事業者が誤って傷つけてしまってそこで事故が起こるといったことがありますので、それを防止する対策を取っ払いこうということです。もう一つは、換気をふさいでしまって、C O 中毒になるようなこともありますので、これも周知などの対策を徹底しましょうということになります。次に質量販売ついてですが、カップリング接続、つまり、誤ってしっかり接続して

いなかったというものを防止するための対策でございます。バルク貯槽についても触れており、20年ごとに安全性を検査するという事で設置場所から撤去して検査することが必要で、残ガスが残っているなどが考えられ、安全配慮などを徹底しようということでございます。次の15ページ目からは自然災害についてでございます。地震対策と水害対策についてでございます。LPガス災害対策マニュアルやKHKSのLPガス設備設置基準に盛り込んでありますので、この対策にしっかり取り組んでいくというものでございます。顧客情報である消費者情報、検査結果の情報の電子媒体が水害により使えなくなってしまうといった事例もあります。災害後の復旧に備えて、流出しないようにクラウドの活用や保管場所を考えていく必要があるということになります。昨今多い水害対策として、水害が起こる場所をハザードマップで特定してその対策をしっかり行というのですが、対策については後ほどご説明させていただきます。16ページ目は、アクションプランの保安基盤のうち、保安管理体制についての取組をあげております。毎年の表彰制度で実施しておりますが、毎年事業者の方に自主保安活動の自己診断チェックシートを活用してもらうことにより、保安レベルの向上を図っていこうというものです。保安人材育成の徹底については、年間の計画を策定して確実に実施することを入れております。17ページ目は、スマート保安の推進でございます。集中監視制度の促進のための認定事業者制度をしっかりと普及させていこうというものです。下で紹介してありますが、集中監視システムは保安の高度化が図られることだけではなく、様々なサービスが考えられます。ガスの残量の監視、配送の効率化といったものでございます。新しい技術が省力化に繋がるということで非常に重要だと思います。18ページ目は、業界の取組を紹介させて頂いております。業務の効率化に対する取組、人材の定着に関する取組でございます。左側は先ほども申し上げた集中監視システムを使った新しい取組として配送のアライアンスが出来るといったことになります。19ページ目にはこれまで取り組んできましたマイコンメーターとその機能を使った集中監視システムの普及についてでございますが、2020年以降もいろいろな機能、技術の取り込みを阻害しないような制度面での取組を進めていくこととしております。20ページ目は保安基盤について、制度の検討の方向性を整理していきまして、平時の時、自然災害の時と分けており、平時はインセンティブを与えるような基準の緩和をしていきたいと思いますということでございます。もう一つは行政側の体制になりますが、権限を政令都市に委譲していきたいと思いますということになります。これは次の審議事項でご説明させていただきます。自然災害の対応は資料5で説明させていただきます。最後

に21ページ目で今後のスケジュールでございます。今回項目を整理して説明させていただきました。本文についてもたたき台をお示ししておりますので、それを見て頂いて御意見を頂きながらブラッシュアップしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い致します。3月に最終的な整理を図りたいと思います。以上でございます。

===

○ 大谷委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問など、ご発言ある方は、ネームプレートを垂直に立てて下さい。スカイプ参加の委員の方は、チャット機能にて、メッセージをお入れいただきますようお願い致します。私がお指名します。発言後は、お手数ですが、マイクのスイッチをお切りいただくようお願いいたします。

○ 天野委員

まずはスライドの8枚目の3-1アクション項目のプランについてでございますが、保安基板の保安管理体制の一つ目の経営者の保安確保へ向けたコミットメント等及び保安レベルの自己評価ということでご説明を頂きまして適切と存じましたが、スライド8にあります文化というのはカルチャーという意味でしょうか。これがひとつ目です。それからもうひとつがスライド3の②方針の右側の今後10年間に想定される環境変化ということで感染症対策が付け加わったということでございますが、アクションプランの中でこれはどのような内容入るのか教えて頂ければと思います。

○ 月舘室長

最初の安全文化でございますが、よく保安安全文化などのいろんな標語があつたりします。ここでは、ここまでの取り組みを文化的な取り組みとして捉えたいと思っております、先ほどご紹介させて頂いた表彰制度で年1回自己チェックするというのも文化と考えておりまして、それを継承してやっていこうということでございます。

感染症対策はこれまで考慮してこなかった内容になります。コロナの影響でいろんなことに気付かされたということがありまして、後ほどご紹介させていただきますが、これまでやってきたことを継承しながらやっていくことになると思います。ある意味では保安の合理化も含まれると思いますので、今後そういった対応が必要かと思っておりますので、継続してやっ

ていきたいと思っています。

○ 大谷委員長

吉川委員から発言したいとご希望があるようですので、吉川委員からご発言頂きたいと思っています。

○ 吉川委員

今の天野委員のご発言とも被るのですが、ガス安全小委員会のアクションプランの場でも私申し上げたんですが、コロナの対策はどうも今後一過性のものではなく、ウィズコロナというのでしょうか、生活も新様式に変わるというようなことも言われております。それ故に今後の10年間の環境変化に感染症対策を入れて頂いたことは歓迎すべきことですが、是非アクションプランにも具体的に施策を盛り込んで頂きたいと、後ほど資料4でご説明頂く中で今後恒常的に定着させた方が良いものは具体的に落とし込んで頂きたいと要望します。あと、もうひとつは最近感じていることですが、消費機器の消費者起因事故の対策の中でガス栓カバーや警報器といった割と大がかりなものに注力をして頂いていますが、カセットコンロの事故の増加も今後懸念されるのではないかと、といいますのもコロナの影響でキャンプの需要が伸びたり、災害時の対策としてカセットコンロを手に入れているご家庭も多いように思います。それを日常的に鍋料理でも使っているご家庭も多いんですが、実はカセットコンロにも寿命があるとか、使用している服の新しい素材で引火しやすいものがあるなどいわれていますので、このあたりは広報、啓発活動の充実ということの中にカセットコンロの事故防止対策も具体的に盛り込んで頂きたいと思います。

○ 大谷委員長

ありがとうございました。ご要望ということですね。

○ 月舘室長

一番目の要望については良く分かりました。二番目の要望については、製品安全課の原課長の所掌になりますので、原課長からコメントございましたらお願いします。

○ 原課長

今頂いたカセットコンロについては、我々も非常に危惧しているところございまして、例えば、ネットモール事業を通じて販売される製品でも事故が散見されているところがございます。これの試買テストを引き続き行いながら、危険な製品が販売されないように注意をしていますし、N I T E（製品評価基盤技術機構）の方でも季節に応じて、とりわけこの製品はアウトドアに使われる頻度が高いもののため、その時期に危険が伴う使い方がないように注意喚起を行っていますし、報道機関にもN I T Eの方にご参集頂いて、最近ではコロナもあるので、ネットもスカイプ、リモート会議でも周知をしております、プレスにも取り上げて頂いています。こういった形で啓発もしっかり取り組んでいきたいと考えています。

○ 大谷委員長

ありがとうございます。それでは、近藤委員お願いします。

○ 近藤委員

この計画は長期的な視点で多様な主体が遂行すべき役割などを明確にするものでありまして、自主保安の中核機関であります高圧ガス保安協会がこの計画の中でも大いに役割を担うことが出来ると自負をしているところでございます。後ほど報告をされるということでございますが、例えば、福島県郡山での爆発事故に関しても我々は即日から対応し、調査、分析、原因究明を図ってきていること、また、安全委員会の委員の一員としても一般消費者を対象とした啓発活動を実施しております、様々な項目にご協力することが出来ると考えております。保安基盤に関しましては、スマート保安の推進を例に取れば、K H Kはマイコンメーターであるとか集中監視システムについて、10年以上研究を重ねておりまして、マイコンメーターのデータを使った保安の高度化にも貢献できているところで、コロナ対策にも成ってこようかと思います。今日ご説明が行われました計画に関しましては、7ページ以降にアクションプランという項目がありますが、これは誰が何を具体的にやるかという対策策定の議論のスタートが今日切られるということだと思いますので、対策を決めるにあたっては、ひとつひとつ国が果たすべき役割、民間業者が果たすべき役割、あるいはK H Kが果たすべき役割をしっかりと位置づけして頂いて、具体性を持った計画をお願いしたいと思いますし、私たちも最大限それに努力していきたいと思っております。

○ 大谷委員長

ありがとうございました。それでは、山田委員お願いします。

○ 山田委員

今回、今年までは我々が安全の高度化のために自主的に保安対策を考えて参りましたが、2030年については、国とここの委員会の評価を頂きながら一緒に並行してやっていくというやり方に変わってきております。我々のアクションプランもそうでございますが、保安ということに対して、直接皆様方から御意見を賜りながらLPガスが消費者にとってもっと安全に安心して使って頂けるようなエネルギーにしていくように最善の努力を致しますので、今後とも皆様の御意見を聞かせて頂きますようによろしくをお願いします。

○ 大谷委員長

コロナの感染症対策という話でしたが、COセンサーは、直接的にはCO中毒を防ぐためのものですが、コロナの感染症対策として、最近、換気不足を発見するという技術もあるので上手く使えば、結局は換気の話になりますので、COに拘る必要もないと思います。他のコロナ対策を取り入れながらこれからマイコンメーターの高度化もありますし、いろんな情報の連携を上手く取り入れると効率的に出来るのではないかと聞いておりました。最初にありました安全文化についてですが、私は安全文化ということはあまり好きじゃないんですが、セーフティーカルチャーという言葉が最初にあったので、日本にきたときに安全文化ってなっちゃったんですが、最近、外国の文献を見ているとセーフティーカルチャーも当然あるんですが、セーフティークライメイトっていうのもありまして、日本語で言うと風土という言葉が良いのではと思います。日本では安全文化という言葉が広くよく使われているので、どうしても安全文化となっていますが、これまでのようにハード重視じゃないということであれば、そういう方向に向かっていくべきではないかという共通認識もあると思います。

○ 大谷委員長

よろしいでしょうか。只今の事務局の説明に基本的にご了解頂いたということで、さらに充実をして欲しいということだと思いますので、引き続きこの方針に沿って具体化を進

めていくこととしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 大谷委員長

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題（２）の「地方分権改革に関する提案に対する対応状況について」ということで、こちらを事務局から説明をお願いします。

○ 月舘ガス安全室長

それでは資料２をご覧くださいと思います。前回の小委員会でもご説明したものでございます。昨年２０１９年の地方分権改革有識者会議に熊本市から提案されたものでございます。液石法の都道府県の権限 事務を政令指定都市に移譲してほしいというものでございます。２ページ目をご覧くださいと思います。これは昨年１２月の閣議決定をご紹介したものでございます。地方公共団体等の意見を踏まえて、移譲の是非も含めて検討し、令和２年度中に結論を得ることが閣議決定されております。これに基づきまして政令指定都市と道府県に対して、調査を行ってまいりました。その結果を本日小委員会でご報告させていただいて、その方向性について審議いただきたいと思います。その後、個別に関係者に聞き取り調査等を行って、来年の３月の小委員会で最終的なご判断をお願いしたいと思っております。

続きまして３ページ目を見ていただければと思います。液石法の主な業務を紹介しております。この表の中をご覧くださいと思います。①番と②番は事業者の事業エリアによって届出が変わるものでございます。右側の方に書いてありますが、これが複数の都道府県にまたがる場合には国への届出ということになります。次に③番から⑥番でございます。これが設備の設置許可等でございますけれども、これは設置している場所の都道府県知事の業務となっております。⑦番は①番から⑥番に関する立入検査でございます。下の方に既に権限移譲がされている高圧ガス保安法の手続を紹介させていただいております。

次に４ページ目をご覧くださいと思います。政令指定都市とその道府県に対する調査の対象を示してございます。全部で１５道府県でございます。その下に政令指定都市が２０でございます。そこに対して調査を行った訳ですけれども、この下の方の表に紹介させていただいておりますのが、権限の移譲の状況でございます。全ての権限について既に条例で移譲しているという県が６道府県でございます。一部の権限を移譲しているというのが４県でございます。全く権限の移譲を行っていないのは５府県でございます。右側にはそれぞれ

の政令指定都市名を示しました。

次に5ページ目を見ていただければと思います。5ページ目は全ての業務を権限移譲している県とその指定都市のアンケート調査及びヒアリング調査の結果でございます。ほとんどが問題無いということですが、条例で移譲されている現状での県からの交付金が、法律で移譲されるとなくなるのではないかという資金的な面での意見がございました。

6ページ目を見ていただければと思います。これは一部権限移譲をしている自治体4県の中の埼玉、愛知、岡山の3県からのご意見でございます。基本的に大きな問題はないということでございます。

7ページ目を見ていただければと思います。一部の権限を移譲している自治体でございます広島県、広島市の意見でございます。広島県はどちらとも言えないという回答でございますが、広島市の方から2つの課題について意見をいただいております。その一つは販売事業者の登録制度でございます。これは営業エリアが販売事業者の合併等により、例えば政令指定都市で事業を行っていた事業者が、合併によって政令指定都市を越えて事業を行うといった場合に、政令指定都市から県に所管が移るということが生じてしまうのではないかとございます。またその逆もあり、県の登録、認可が政令指定都市に移るというように、この行き来が繰り返されると面倒な事態があるのではないかとございます。これは現在も国と県の間では同じようなことが発生しておりますが、制度としては大きな問題ではないと考えられます。広島県からはどちらとも言えないという意見でございます。もう一つは二重規制の問題ということでご指摘を受けております。これは高圧ガス保安法と液石法の中で二つの許認可を取らなければならないということで少し混乱する部分があるのではないかとございます。これは逆に言うと液石法の権限移譲によって、既に権限移譲されている高圧ガス保安法の処理も政令指定都市の中で全てできることとなるため問題は解消される可能性はあると思っております。いずれにしても高圧ガス保安法と液石法の二重規制の問題については今後整理していきたいと考えてございます。

8ページ目でございます。8ページ目と9ページ目は権限を移譲していない5県の意見でございます。2ページに分けてございますけれども特に権限移譲に反対するという意見はございませんでした。

10ページ目を見ていただければと思います。これは移行の時期について意見を伺ったものでございます。移行には体制を整える準備が必要だということでございまして2年以上

かかるというのが大半でございます。そういうことを踏まえますと、令和4年度いっぱいにかかるのではないかとということでございまして、実際に権限移譲を施行できるのは、令和5年以降、2023年以降ということかなということでございます。一部タイプミスがございまして、8ページ目をちょっと見ていただければと思います。8ページ目で権限を移譲していない自治体からの意見で相模原市の意見を下の方に紹介してございます。これ4人で火薬、高圧ガス事業、液石の4法を担当していると書いてありますが、これは4人で火薬と高圧の2法を担当しているということでございましたので、修正させていただきたいと思います。

以上の調査を踏まえて、11ページ目でございますが、これが今回お諮りしたい制度改正の方針でございます。一つは高圧ガス保安法で既に権限が移譲されておりますけれども、これと同様に液石法でも権限を移譲してはどうかということでございます。移譲の対象ですけれども、全ての権限を移すということでございます。移行時期ですけれども、令和5年4月以降、令和5年度以降ということで関係者と調整を行っていきたいということでございます。

説明は以上でございます。

○ 大谷委員長

ありがとうございました。

こちらは、地方分権改革に関する提案に対して、液石法としてはこういった対応でどうかということでございます。この方針を進めて良いかどうかということが審議事項となっております。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見などがございましたら、お願いします。
近藤委員御願います。

○ 近藤委員

ありがとうございます。

地方への権限移譲というのは、安全の確保が大前提であります。権限の移譲に伴う業務の確実な引き継ぎだとか、移譲を受けた指定都市で円滑に法執行を行う体制が整っているかどうか。こういったことが大事なわけであります。いま月館室長からのご説明にもあったとおり問題無いといっている県はもちろんいいんですが、例えば7ページを見ていただ

くと、広島市の方は支障があると、こういうご発言がございます。他のところでも支障がないと言っているところ、どちらでもないと言っているところ支障があると言っているところと色々ございまして、分析してみるとどちらとも言えないと言っているところが結構多いんですね。そういう状況の中で本当に地方に、政令指定都市に権限を移譲することで上手くいくのかどうか。これは移譲を受ける自治体の方から人材育成が必要であるとか、少ない人数で対応して難しいとか色んな声がございしますので、これは権限移譲に支障がないように、そのためには私どもKHKの都道府県における高圧法とか液石法の行政に経験がたくさんございますし、地方公共団体のそういう経験をしたプロのOBの方もおられますから、そういったところと良く連携をしながら、安全をしっかりと確保できることの上での移譲ということにさせていただいて、移譲すれば良いということではなくて安全を守るという実態が守れるような形の移譲をするということを改めて認識をしていただきたいという風に思います。

○ 大谷委員長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いまご発言にもありましたとおり、準備期間が必要だということも安全確保という観点において大きなことだと思いますので、それも含めて、しっかり準備していただくと。権限移譲すること自体がだめということではなくて、安全を確保できるようにご配慮いただきたいという話だと思いますので、権限移譲について進めていくということによろしいでしょうかね。

基本的には事務局案にご了解いただいたということで、引き続きこの方針に沿って作業を進めていくということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○ 大谷委員長

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題（３）の「福島県郡山市爆発事故」こちらについて、事務局から説明をお願いします。

○月館ガス安全室長

資料３でご紹介したいと想います。

資料の2ページ目を開けていただければと思います。先にご案内したとおり本年の7月30日に福島県郡山市で起きた事故でございます、改装中の飲食店で起こった事故でございます。こちらの発生日時場所にも書かれておりますけれども、朝の6時前に起こった事故でございます、死者1名重傷者2名軽傷者17名 計20名の人的被害が及ぶ事故でございます、物的にも多数の建物が被害を受けております。警察からまだ明確な発表がございませんけれども、概ね液化石油ガスの漏えいによる事故と推定されております。経緯を簡単に右側の箱でご紹介しておりますけれども、ちょうど下の方でございますが、コロナの関係で4月24日から店舗が休業している状態でございます、7月に入って改装工事をしていたというところでございます。この改装工事が終了する間際というところで、8月から営業再開ということで準備をしていたようですけれども、その際に起こった事故ということでございます。上の方に記載しておりますけれども、この発災当日、経産省ガス安全室から人を派遣し、また関東東北産業保安監督部東北支部からも人を派遣して情報収集を開始しました。また高压ガス保安協会からも派遣してもらいまして技術的な調査をしていただいたところであり、現在も調査をしていただいているところでございます。

次に3ページ目をご覧くださいと思います。ここでは事故の原因について我々の方で分析した結果を少し紹介させていただいております。建物の中でございますけれどもシンクといいますか、料理をする場所でございますが、そこに配管が通っていたというところでございます。この配管は白管という亜鉛メッキがされた管でございました。事故の後に配管が見られる状態でありましたが、腐食がかなり進んでいたということが散見されております。それがどこにあったのかというのをこの絵で紹介しているところでございますけれども、こういった水回りがあるところに配管があったようでございます。左側に紹介しております技術基準ですが、腐食がないようにするということが書かれております。4ページ目にはその技術基準の具体的な例示を紹介しております。水がある場所では錆びないような色んな対策を示しておりますが、要するに腐食するような環境では、配管を床と接地して電位差が生じて錆びが進むということであり、そういうことが起こらないように接地しないよう少し上にあげたり別のものを使ったりするなどといったことが詳細に示されてございます。

5ページ目でございます。これは、これから福島県での調査がこれから進められていくと思いますが、保安機関の調査点検について聴き取ったものを少しだけまとめさせていただいております。当然、保安機関の定期的な調査というものが行われておりまして、その

時の結果を少し紹介してございます。配管等については特段問題があるという調査結果はなかったのですが、燃焼器が少し故障しているという指摘がなされております。それとガス漏れ警報器に関するものですが、これは飲食店には必ず設置しなければいけないものでございまして。これはついてはガスメーターと連動した方が良いですよという指摘の記録があったということがわかってきました。

6 ページ目に事故の周辺情報について書かせていただいております。ここにはガス漏れ警報器がついておりまして、ガスが漏れて爆発したということでございますと、ガス漏れ警報器が作動して鳴動するということになりますが、今回の事故では鳴ったということ是谁も分からない、知覚されていないということでございます。なぜガス漏れ警報器が鳴らなかったかということについてもいまのところ不明でございます。

7 ページ目でございます。事故が起こった後に、類似の事故が起こらないようにということで注意喚起をした第一報、最初のものでございます。この時まだ原因がよく分からない中で、類似の事故を避けるということでこういう要請を全国LPガス協会さん始め、各関係団体に発出させていただいております。ここで御願いをしたのは、ガスの使用を停止して長期間止め、またそれを再開する時に事故が起こる可能性があるということでございます。またリフォームなどの工事の時に注意すべき事があるということで、こうした工事をする時には、ガス事業者と連絡を取ってくださいということを事業者の方から消費者の方に対して注意徹底してくださいということでございます。それと設備の点検をしっかりとってくださいということを要請させていただいております。そして8 ページ目は注意喚起の第二弾でございます。これはこれまで分かったことの知見を踏まえて指導しているものでございます。ここで紹介しているとおり、この事故についてこういったことが原因ではないかということで整理させていただいているということでございます。一つは配管の腐食があったことです。それから水の影響を受ける恐れのある場所に白管を床にそのままつくような形で置いていたようであるということでございます。定期の点検調査で配管については問題ないとなっておりました保安機関の調査の結果も紹介させていただいております。こういった事実関係を踏まえて、次の9 ページ目でございます。これは業界団体を通じて各事業者の方に、御願いするということでございますけれども、同じような飲食店に関して、これまでもしかして見逃してきたことがあるということがあれば、その配管の状態を調べてくださいということでございます。これを3月末までに調査をしましょうということでございます。これを要請させていただいております。

10ページ目には対策として考えられるものを整理させていただいております。最初のこの法令遵守ということは当然のことでございますが、ちゃんと設備基準に沿って施工工事がされているのか、配管の図面を残しているのかどうかということでございます。もう一つは異常な臭いを感知したらガス事業者にちゃんと連絡をするといったことでございます。その他の事項につきましては、最初に注意喚起させていただいたものと一緒でございますけれども、何か特異な事を行う場合にはガス事業者に情報共有するということ、その他にも記載のような事項に取り組みをしてはどうかということでございます。簡単ですが以上でございます。

○ 大谷委員長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問などがございますでしょうか。

近藤委員御願います。

○ 近藤委員

ありがとうございます。

郡山の爆発事故に関しましては、まずは多くの死傷者が出ていることについて改めてこの場で亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方の一日も早い回復を祈っているところでございます。いま月舘室長からもございましたが、本事故は死者1名負傷者19名という人的被害に加えまして、広範囲の建物に物的被害も及ぼしてございまして、37年ぶりの重大事故ということでございます。それで37年前と申しますのは、1983年11月に静岡で死者14名負傷者10名軽傷者17名という爆発事故、また同じ83年の12月8日に北海道で5名の方が亡くなり、重傷者が2名というような事故がございます。これに続いて、相当久しぶりの大事故でございます。これは本当に大きな事故でございまして、事故の発生時刻が8時57分ということで、通勤通学の時間帯よりも若干遅れておりましたので、通行人がほとんどおられなかったということで、この死者1名でございますが、もしこれがもう少し早い時間だと本当に大変な悲惨な事態になっていたんだろうと思います。KHKといたしましては事故発生直後から、本事故がこうした重大な事故であるという認識のもとで、直ちに事故調査担当部長を現場に向かわせまして、午後には現地で調査を開始させまして、警察とも連携をしながら様々な業務をやっております。また担当役員も現

地に派遣をし、延べ二十数人を派遣して分析をしているところでございます。実際にKHKでは外部有識者によって構成されております事故調査委員会というものがございまして、法政大学の渡辺先生に委員長をやっていただいておりますが、そこに諮りまして関係者からの情報収集、収集した情報を通じて事故の概要や原因などの調査結果を取りまとめているところでございます。警察がまだ調査中ですので、なかなか詳細を公表できません。関係機関と相談しながら公表できる時期になったらご報告したいと思います。なお、先ほど（保安機関が）配管について問題無しとしたと趣旨の発言が月舘さんからありましたが、これは今言える範囲ではないということだろうと思いますので、このあたりももう少し状況が分かってきたら詳細にご報告をしたいと思います。今後の問題と致しましては、新型スマートメーターを普及させて保安の高度化 効率化を図ろうとかですね、こういったことをマイコンメーターや集中監視システムでいろいろやっていこうとか、こういったことを経済産業省とLP業界と一体となってやっていって、こういった事故が二度と起こらないよう対策を協力して進めていきたいと、このように思っているところでございます。ありがとうございました。

○ 大谷委員長

ありがとうございます。

それでは吉川委員の方からご発言があるようですので、御願います。

○ 吉川委員

私もいまご指摘のあった配管の状態についての質問と意見ですけれども、保安機関が令和元年12月の定期点検・調査において、配管は「良」としたというふうにご説明があったと思うのですが、この技術適合基準等から照らすと、コンクリートの面に直接触れるように配管がなされていたということは、本来は「良」ではないんじゃないかという疑問が生じたんですが、そのところ教えてください。それからその配管の状況というのは、この定期点検の点検項目だったのかどうか、定期点検で調べるべきものの中に配管の設備状況や、警報器の作動確認、動作確認といったようなものが入っているのか入っていないのか、そのあたりも教えていただきたいと思います。と申しますのも、やはりここで大事なことは、再発を防止する策をきっちり講ずる事だと思いますので、このあたりをユーザー側だけに委ねてはダメな部分もあると思いますので、上記質問の点を教えていただきたい

と思いました。あと、マイコンメーター等で検知をするシステムを作っていくということはもちろん重要だというふうに認識しております。以上です。

○ 大谷委員長

ありがとうございます。

それでは事務局の方から御願います。

○月舘ガス安全室長

質問の順番と変えて回答させていただきます。警報器が調べる対象となっているかというところでございますが、これは（保安機関が）調査しておりまして、作動不良はないことを確認しているというところでございます。もう一つ配管のことでございますけれども、当然腐食があって例えば穴が空いているなんてことがあれば、当然技術基準上、適合基準に従って問題だということになりますので、指摘したり取り替えてもらうといったことが必要になってきます。これは調査の対象になります。一方で、配管が見にくいところにあつたのではないかなというようなことでございますが、配管に穴が空いている、錆びているようであれば、それはちゃんと指摘しなければならないというところでございます。

○ 大谷委員長

よろしいでしょうか。

対象ではあるんですが、十分確認ができたかというのはちょっとわかっていないということですね。

○ 吉川委員

わかりました。微量なガス漏れとかでも検知できる検知機とかは、あるのですよね、今の技術でいくと。マイコンメーターが作動するほどではない場合っていうのも多分想定できるのではないかなと思うので、そのあたりの対策も含めて考える必要があるというふうに思いながら伺っていました。

○ 大谷委員長

はい、近藤委員御願います。

○ 近藤委員

あの、いま重要なご指摘をいただいたとおりでありまして、これはいま警察で調べていると思いますが、検査をやった業者と実際のしゃぶしゃぶ屋さんとの間での意見もきっと違うんだろうと思います。またそのマイコンメーターや警報器の方式、どういう形でマイコンメーターでデータが取れていたのか、警報器が鳴るかどうか、これが工事をしてお店を完全に閉めて休業中だったものですから、例えば警報器が電池式だったら元の電源を切っているにもかかわらず、今回の場合は電池式ではないようですが、なぜ鳴らなかったのか、本当にこれがどうだったのかもまだ分からないというところもございます。ただまだ、警察が捜査中ですので、ちょっと奥歯にものが挟まった言い方で恐縮ですが、こういった点もいま私たちの方で、事故調査委員会で相当詳細に分析をしておりますので、またこの次の機会の時までには、おそらくもう少し話しができるようになると思いますので、その際にはまた改めて私の方からこの状況のご説明、ご報告をさせていただいて、今後の対策を講ずるための材料にしていきたいと、これをガス安全室長のところと一緒に進めていきたいこう思っているところでございます。なかなか会議でなければ言いたいこともいっぱいあるんですけれどもちょっと言えないものですから、ご容赦をいただけたらと思います。

○ 大谷委員長

まだ捜査中というところもあって、なかなかですね、細かいところまではご発言いただけないようですね。

吉川委員、何か追加といえますか、こちらでよろしいでしょうか。

○ 吉川委員

はい、近藤委員のお悩みもよく分かりましたので、全部が明らかになったところでまた再度対策が十分に練られたかを私どもにまた教えていただければありがたいと思いました。

○ 大谷委員長

はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。また、改めて説明いただく機会があると思いますので、その時を

待ちたいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題（４）の先ほども話題になっておりました「新型コロナウイルス感染症を契機とした対策」について、事務局から説明をお願いいたします。

○月館ガス安全室長

それでは資料（４）をご覧くださいと思います。資料（４）の２ページ目ですね。コロナ対策が必要となった緊急事態宣言が発令された後に実施してきたことを紹介してございます。まず一つは一番上のところでございます講習の受講期限の延長でございます。これまで講習会は会場に集まって受けているため、感染のリスクが高まるということもありましてこの期限を一年間延長させてございます。次の点検業務でございますが、これも実施する際の対応が難しいということでございまして４カ月ほどの延長を何回かに分けて対策させていただいております。３ページ目は延長措置を活用いただいた方々の状況を日本液化石油ガス協議会の方で調査をしていただいてそれをまとめてございます。この①番の点検調査、これについてはかなり活用していただいたということでございます。それと⑥番目にありますけれども、業務主任者等の講習期限の延長、これもだいぶ活用していただいたということでございます。

４ページ目にこれはwithコロナということになるかもしれませんが、その対策を少し紹介させていただいております。これは消費機器の調査になりますけれども、配管の圧力損失検査について、今までは家の中に入ってガス機器を操作しながら調査をするといったことが方法として挙げられてございました。そうなりますと家庭の中に上がって対面で人と人が触れあう可能性が高くなるということでして、これは作業員の方も住宅にいる消費者の方も少し警戒されるということになりますので、それを住宅に入らなくてもできる、そういう方法を考えているということでございます。具体的にはマイコンメーターを使って計算値を使って点検するといった方法を検討中でございまして、もうまもなくガイドラインにこれを反映する予定でございます。

５ページ目でございます。これは研修事業でございます。様々な講習事業、これはKHKさんに委託して毎年やっておりますけれども、これらの講習をリモートでできるような形に置き換えてございます。これまで会場で講習会を開いてございますけれどもライブ配信だったりe-learningだったり、リモートで対策をとってきたということでございます。

6 ページ目に集合してやった場合と遠隔でやった場合の比較をしております、基本的には同じことができるという分析をしてございます。

7 ページ目でございます。これは地域保安指導事業の事例を簡単にご紹介したものでございます。これは販売事業者向けにe-learningを実施してみましたということでございます。学習した効果もテストして、ちゃんと身についたかどうかということもチェックしているというものでございます。

8 ページ目でございますけれども、これは保安専門技術者指導事業でございます。ここではオンラインを使った講義、教材の提供というものをやってきたということでございます。簡単ですが、以上でございます。

○ 大谷委員長

コロナ感染症の対策ということで、できるだけ人と会わないようにという方向でやっているということになるかと思いますが、ただいまの説明につきまして、ご意見などがございましたら、お願いします。いかがでしょうか。

我々の大学も遠隔でやっているということなんですけれども、こちらの方の場合では、いま実技でやっている人のe-learningということなんで、大学なんかよりはむしろ効果は上がっているんじゃないかなということが期待できるかなと思います。

我々のところでは、実技をどう受けさせるかということが一番問題なんですけれども、こちらは実技は既に別でやって、後は知識を獲得いただくということなので、このような対応で十分ではないのかなというふうに思うところです。

それではこのような対応を引き続きやっていただくということだと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の議題になりますけど、「自然災害対策」について、事務局から説明をお願いします。

○ 月舘ガス安全室長

それでは資料（５）をご覧くださいと思います。２ページ目を見ていただければと思います。令和元年の台風19号の被害を少し紹介してございます。一般家庭の軒先からLPガスの容器が流出するという災害でございます。これは流出 埋没した容器が303本あったということでございますが、その8割が、家ごと流されてしまったもの、家が倒壊し

てしまったもの、土砂崩れに埋没してしまったものでありそのほとんどでございます。2割は家から外れて流出してしまったものでございます。

2 ページ目の下のところには、災害が起こるような場所を簡単に紹介してございます。急峻な崖でのがけ崩れとか、河川が集中するような場所での水害といったところでございます。こういったところで、発生しているということでございます。

3 ページ目に今年7月の九州での豪雨の説明を紹介してございます。これは後でご覧いただければと思いますが、球磨川の水溪で河川が集中するところで起こっているということでございます。

4 ページ目でございます。昨年の災害を踏まえて、前回の小委員会でこの流出防止に向けた取組について検討することを決めていただいております。下の箱の中の6月中にやることとして、右側には容器が外れた場合の対策についてご紹介しています。ここでは、流出した後に二次災害を防ぐということで、ガス放出防止型の高圧ホースの設置を徹底しましょうということでございました。それ以外の対策もございます。

5 ページ目を見ていただければと思います。これは、ホースがかなり頑丈なものがすでに提供されておりまして、それを使っていればホースからちぎれて出ていくことはないということでございまして、こういったホースの活用を図っていきましょうという対策でございます。具体的には、ここに書いてありますように、全国LPガス協会が日本エルピーガス供給機器工業会さんに対して、この有効な高圧ホースのみを製造するようにという要請でございます。そうすると市場に出回って使用されるホースは頑丈なものに置き換わっていくということになりますので、それを徹底していきたいということでございます。

次に6 ページ目でございます。前回の小委員会での検討結果を踏まえて、今年の6月から全国LPガス協会さんなど関係団体が参加する流出対策の検討会が行われてきました。その結果は今年の10月にまとめられております。詳細は7 ページ目から写真・図などで説明させていただきます。ここには被害の例を写真で示させていただいております。①番は土砂崩れに埋没した例でございます。写真のとおり建物ごと土砂に埋もれてしまっているということでございます。この中にLPガスボンベも埋没してしまっているということでございます。②番目は家屋の倒壊によるものでございます。家屋が倒壊してしまうとそれにより埋没したり、一緒にまたは外れて水に流れてしまうといったことでございます。一方で③番のところでございます。赤枠で囲ったところでございます。これは高圧ホースから外れてLPガスのボンベが流れてしまっている例でございます。ここをちゃんと対策し

なければならないということでございます。

次に8ページ目を見ていただければと思います。これをケースごとに評価をさせていただいております。まず写真のケースごとに紹介してございますけれども、まずケース1でございます。これは容器が流出しなかった例でございます。これを見ていただいたとおりボンベのプロテクターという弁を守るガードがついているわけですが、そこに鎖を通すということでございます。そうするとしっかり残って水害の流出が防止されているということでございます。ケース2でございます。これも流出しなかった例でございます。問題は鎖で、本来、地震対策で鎖がつながっているわけですが、鎖で効果がなかったという事例でございます。一方で高圧ホースが流出を防止していたという例でございます。ケース3でございます。ケース3ではボンベが無くなっておりますけれども、またその他に、鎖がついていたはずのところの痕がありますが、鎖が無くなっているということでございます。これは鎖も外れて持たれてきているということですね。こういったケースをそれぞれ分析させていただいたということでございます。

9ページ目、ここに対策のポイントを少しまとめさせていただいております。容器をちゃんと固定する鎖、これがちゃんと機能することが鍵だということでございます。2つ目は容器が浮いて横倒しになって流れてしまうということでございます。浮かんだり横倒しになると色んな力が作用して鎖から抜けたり、ベルトから抜けるといったことでございます。これを防ぐというのが一つのポイントということでございます。次も固定する物が全くなってホース頼りになるといった時に、そのホースもかなり力がかかることで、外れて流出してしまうということございまして、ここも少し考えないといけないということでございます。鎖などでしっかり固定していることが重要だということでございます。

10ページ目でございます。これは対策の一つでございますが、鎖がけをしても鎖が抜け落ちてしまうといったものの対策でございます。容器が浮かんだり転倒したりする状況で鎖がフックから抜けるといったことが起こっているということございまして、これを防止するために、フックにカエシがついて外れないような仕組みのものがございまして、それを使ったらどうかということでございます。

11ページ目でございます。これは鎖、ベルトをしっかりかけるということでございます。悪い例としましては右側の方に書いてありますけれども、これは4本まとめて、さらにだらんとたるみ緩くかけられたもので、あまり役に立たない鎖のかけ方でございます。こういった鎖のかけ方ではなくて、左の方にございますとおり一本一本きちんと鎖で固定する

とかベルトでしっかり固定するとか、二重掛けをして浮かんでも倒れないようにするとか、こういった対策が必要ではないかということでございます。

12ページ以降はそれを少し詳細にまとめてございます。上の方はプロテクターがあるものはプロテクターに鎖をかけて流出を防止するといったことでございます。

13ページ目でございますけれども、高圧ホース、ガスの放出防止付のホースを使うといったことでございます。下の対策は、容器庫こういうスペースがあればとなりますけれども、こういった倉庫に入れて流出を防ぐことができるのではということでございます。

14ページ目でございますけれども、検討会でまとめられた対策の一つは災害マニュアル、これは耐震マニュアルとして地震を中心として災害マニュアルが策定されておりますけれども、そこに流出、水害の対策としてしっかり盛り込んでいこうということでございます。また法令などでもしっかり示すことが必要かなということでございまして、今後の制度の見直しの時に反映していこうということを考えてございます。

15ページ目に人材教育に関する話でございます。こういった自然災害に対応する知識を普及するよというということで、指導事業の中でこういった災害対応といったものを研修項目として入れてしっかり教育、訓練の場において知識を共有していただくということで取り組んできているということでございます。私からは以上でございます。

○ 大谷委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明いただきました自然災害対策の議題につきまして、ご質問などございましたら、お願いします。

はい、宜しくお願いします。榎本委員。

○ 榎本委員

5 ページ目の全国LPガス協会さんから私どもへの要望に対して、ちょっと遅れましたが、12月にお答えをしました。高圧ホースには2種類ありまして、集合用ホースについては、4月1日から来年度から、連結用というのがもうひとつありまして、それは部材の関係で少し遅れて、7月1日から全社製造をそちらにするということを決めて、全国LPガス協会さんの方に、報告させていただきました。以上です。

○ 大谷委員長

ありがとうございます。

対応されているというところですね。

坂田委員よりご発言のご要望がございますので、次に坂田委員お願いいたします。

○ 坂田委員

ありがとうございます。消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の坂田と申します。こちらの対策についてなんですけれども、法令、マニュアルで定めるということなんですが、なかなか事業者の企業努力によるところもあるかと思いますので、普及の方が進まないということも考えられるのかなと感じまして、集中監視システムの導入による評価制度のようなインセンティブを与えるということも、考えられるのではないかと思います。

それからですね、消費者の方も、昨今の災害が発生したことによって自身がそうした浸水区域に住んでいることも自覚していると思いますので、LPガスご使用の方はいったん見直していただいて、もしそういった対策がなされていない場合は、きちんと対策がなされるような事業者を選んでいけるようなそういった知識というのも今後必要になってくるのかなというふうにおもったので、またこういった事象があるということを消費者にも周知していただければというふうに思いました。以上です。

○ 大谷委員長

ありがとうございます。

事務局いかがでしょうか。

○ 月舘ガス安全室長

消費者への注意喚起といいますか、周知ですね、これは取り入れてやっていきたいなと思います。もう一つは法令で対応するといったことなんですけれども、インセンティブもということでしたが、うまい方法があれば考えていきたいなと思うのですが、いますぐ思いつかないものですから、今後検討させていただければと思います。

○ 大谷委員長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは近藤委員お願いします。

○ 近藤委員

ありがとうございます。この自然災害、大雨とか台風で容器が流出するという点は、例えば一昨年前に岡山県の真備町を中心にL Pガスが中心だったんですかね、4000本流出したんですね。それから昨年も九州を中心に600本くらい、これはL Pだけじゃなくて酸素とか窒素とかいろんなのがあるんですけれども、それから今年も先ほど説明があるように、数百本出ておりまして、もちろん例えば家が倒壊してしまって、その時一緒に流れるとこれはもうしょうがないと思うんですけれども、それこそ鎖一本かけていればできるような、止められるようなこともたくさんあると思うんです。これはいまL P関係の業界や酸素や窒素の供給をしている業界団体それぞれみんな努力をしてくれてまして、こういうことが極力起こらないように、今努力をし始めておりまして、私ども高压ガス保安協会も協力をしながら、またこの台風が来そうなときには、その前にそのあたりへの注意喚起を含めて情報提供しながら一緒にこういうことが極力起こらないように、全く起こらないというのはなかなか正直難しいとは思いますが、極力少なくなるように、少なくとも4000本流れるなんてのはですね、なんとしても避けたいと思うので、関係方面と協力をして様々な努力をしてきたいと思っているところでございます。

○ 大谷委員長

ありがとうございます。

続いて吉川委員よりご発言の要望がございますので、吉川委員お願いいたします。

○ 吉川委員

吉川です。度々すみません。いま近藤委員の方からも流出事故が多発しているというご説明がございましたように、立法事実が自然災害の増加で変わっているわけですから、やはり私はインセンティブもあっても良いのかもしれませんが、それよりもやはり法令の取締りの規制をかけるということが、ここではやむを得ず必要となってくるのではないかと考えています。具体的な方策も含めて、是非技術基準、例示基準と言うのでしょうか、こちらの方で細かく業界の方と打ち合わせをしていただいて定めていただきたいなという

ふうに要望いたします。

○ 大谷委員長

ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ここのところで自然災害激甚化しているということで、色々な災害が毎年のように起こるようになった時代になってきているということでございますので、これについてもですね対策を考えていかなければいけないということかと思います。一方で、私もリスクマネジメントみたいなことをやっているんですけども、起こっていないことを予想するのがいかに難しいかというのを非常に痛感するわけですね。ここまでのところではですね、地震対策というのは色々とやらせていただいていたわけですが、地震対策に関しましても阪神淡路でかなり都心部の直下型地震みたいなものがあるんだなということで、それを対策しなければいけないというような話が出たりですね、北海道の出光興産のタンクの火災が起こったりすると長周期振動みたいなものがあるんだよとか反省があったりですね、東日本大震災では大津波がくるという話になってですね、徐々に対処しなければならぬ災害事情というのが増えてきているんですね。それでここのところは風水害という話しになってきていてですね、いかにあらかじめ予測しておくというのがむずかしいかというのが本当に痛感するような事態になっているところですよ。やはり平時に災害を想定するというのがなかなか難しいということだと思うんですね。今回洪水とかに関しては、ハザードマップっていうのと結局かなり一致するということがわかったんですけども、普段ハザードマップをどの程度意識できるか、というところにかかってくると思うんですね、私が今やっている関係でいいますと、ガソリンスタンドなんかでは、地下タンクなんかでガソリンの荷下ろしするときにはですね、ガソリンのペーパーを抜くために通気管というのが出ているんですね、ガソリンスタンドに行くとよくご覧になれるので見ていただくといいかなと思いますけど、あれが4 mあるんですね、4 mくらいあると洪水来てもみんな大丈夫だろうと思っちゃうんですね、だけどハザードマップ見たら浸水深が5 m、6 mあるというところのガソリンスタンドが4 mしかないわけですよ、結局ね。そしたら水に浸かるじゃないですかという話なんですけど、なかなか気が付かないんですよ。ハザードマップはみんな知っているし通気管もみんな知っているし、両方組み合わせたらどうなるかっていうのを、ちょっと考えればすぐわかることなんですけど、なかなか思い浮かばないというようなことがあってですね、未来、

起こっていないことを予想するというのは非常に難しいなと思うんですけども、ただ起こってしまったことは二度と起こらないようにしとかなきゃいけない、っていうこともございますので、これからより効果的な水辺対策というのをですね、検討を進めていくということになるかというふうに思います。

本日予定の議題はこれで終了ということになります。

それでは、全体を通しまして、後藤審議官から何かご発言ございますでしょうか。

○ 後藤審議官

ありがとうございます。後藤でございます。数十年ぶりの大事故が起きたということで、改めて身を引き締めて安全の確保に努めなければならないなということを痛感したところでございます。コロナのような社会環境も変わってきておりますし、今御指摘のありましたとおり自然災害も、地震は待ったなしだと思いますし、気象災害は常態化してきたということでございますが、これをやはり技術の進展もございますので、色んな知恵を駆使しながら少しでも対応できるように取り組んでいきたいなというようなところでございます。資料中にもございますけれども、例えばタイムライン訓練みたいな恰好で事前に対応するようなところを強化するとか、色んなことも考えられると思いますので、今後皆さまにご意見をよくよく伺いながらですね、更なる安全に向けて検討させていただければと考えております。以上でございます。

○ 大谷委員長

ありがとうございます。

続きまして、太田審議官は、いかがでしょう。

○ 太田技保審

本日はどうもありがとうございました。皆さんがいつも安全に対して熱心にご関心を持っていていただいていることを改めて感謝申し上げます。ちょっと早いですがけれども今年の振り返りといっちはなんですがけれども、先ほど審議会中に安全文化ということもお話しがありましたけれども、私3.11の後、しばらく東京電力に6年間くらい事故処理で行っておりまして、その時、安全文化について少し学ぶ機会があったわけですがけれども、私の理解では安全文化というのは、安全に対する意識を組織の隅々まで浸透させるために組織が

持つべき特性だと理解しておりますけれども、その一つに学ぶことができる組織というのがございました。その点につきまして今日、近藤委員からご説明があった郡山の事故に学ぶということは、大切だと思ってございまして、決して言い過ぎではないと思いますけれども、原発の福島事故に匹敵するようなこの世界では郡山の事故はそういう意味を持つんじゃないかと思いますので、しっかり学んでいかなきゃいけないということですね。それが一つと、あとやっぱり議論にありました今年のコロナということでございました。疫病は生活や社会の在り方を変えと言われるそうですが、そうした歴史の教訓を正しく汲み取るとすれば、そういう生活や社会の在り方が変わるということであるとすれば、それに対応した保安の在り方を考えていくということをやっていかなければいけないと思っております。まだまだ油断ができない時期が続いております。皆さんにおかれましてもくれぐれもご自愛くださいますようお願いいたします。最後に今年のキーワード、鬼だったんじゃないかと思っておりますけれども、あんまり来年のことを言うとか鬼に笑われそうですが、来年は鬼も笑うような年になるようにしたいと思います。もしかしたらこれで今年皆さんにお会いするのが最後になるかもしれませんので、念のため申し上げておきますけれども来年が皆さんにとってより良いとしとなるようにお祈り申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

○ 大谷委員長

ありがとうございます。

それでは、そのほか、事務局からご連絡はありますでしょうか。

○ 月舘ガス安全室長

大谷委員長はじめ、委員の皆様には、熱心な御議論ありがとうございました。

本日の議事要旨についてはですね、事務局で作成して、事務局の文責でホームページ上に公開したいと思います。

また、議事録は作成次第ですね、委員の皆様にご確認頂いて、その後に公開したいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○ 大谷委員長

それでは、以上で本日の審議は終わりにしたいと思います。本日は、活発なご議論をい

ただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。

——了——

お問い合わせ先

産業保安グループガス安全室

電 話：03-3501-1672

F A X：03-3501-1512